

## とべZOOイルミネーション2026 設置・運営業務仕様書

### 1 委託事業名

とべZOOイルミネーション2026 設置・運営業務

### 2 業務の目的

秋から冬にかけての来園の動機づけとなるよう、とべ動物園及び県総合運動公園においてイルミネーションを実施し、とべもり+エリアの賑わいを創出する。

※とべもり+ (プラス)

えひめこどもの城、とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめ森林公園の県立4施設全体を表す呼称「とべワンダーフォレスト」の略称

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

### 4 イルミネーション設置箇所

とべ動物園 及び 総合運動公園から動物園入口までの園路の街路樹

※「イルミネーション施工対象範囲図」を参照のこと

### 5 イルミネーション点灯期間 (予定)

点灯期間：令和8年11月7日(土)、14日(土)、21日(土)、22日(日)、

28日(土)、12月5日(土)、12日(土)、19日(土)

点灯時間：原則として17:00~20:30(動物園の最終入場19:30)

ただし、8月8日(土)から開催予定の「夜の動物園」で、イルミネーションの一部を先行して点灯すること。

### 6 準備・撤去期間

準備期間：委託契約締結後～令和8年10月30日(金)まで

ただし、10月23日(金)までに受注者の立会いのもと試験点灯及び点灯式のリハーサルを実施すること。

また、夜の動物園のイルミネーションは、令和8年7月24日(金)までに設置を完了すること。

撤去期間：イルミネーション点灯期間後～1月8日(金)

- ・上記の期間に変更が必要な場合は、別途発注者と協議の上、決定すること。
- ・具体的な設営のスケジュールは、各施設の了解を得て決定すること。
- ・動物園内での作業は、基本的には休園日(毎週月曜日)に行うこと。  
ただし、重機搬入を伴わず来園者の観覧の妨げにならない作業については、動物園と協議の上、休園日以外の作業も可能とする。

### 7 事業内容

事業内容は、次の(1)から(6)のとおりとすること。

#### (1) イルミネーションの企画・デザイン

- ① 動物園の最も多い来園者層である子育てファミリー層を含む若年層をメインターゲットとして、とべ動物園らしさや動物園の特徴が感じられる企画・デザインとすること。

また、一部夜間展示している獣舎について、来園者を誘導する工夫をすること。

- ② その他、「設置の際の留意事項」を参照のこと。

- ③ 発注者が保有するイルミネーション機材(別添「在庫一覧表」「配線概要書」)は使用可能とする
- ④ 発注者が保有する機材以外に必要な電球及び機器等は、受注者が準備・保有するものを使用すること。  
調達の方法は、購入、リース等のいずれも可とする。ただし、購入の場合は、購入した資材や電球などの財産権は、愛媛県に帰属するものとする。
- ⑤ 第三者の権利が設定されたものを使用する場合は、受注者の負担において権利者への承諾申請及び使用料の支払いを行うこと。
- ⑥ イルミネーションの内容は、企画提案書を基に、発注者、とべ動物園及び県総合運動公園と受注者が協議した上で決定するものとし、決定後は、イルミネーション装飾やオブジェ等の設置箇所がわかる設計図(平面図)を作成し、契約日から30日以内に発注者へ提出すること。

(2) イルミネーションの設営、保守管理

- ① 設計図に基づきイルミネーション等の設置を行う。
- ② 仮設電源の引き込みが必要な場合の施工費用は、受注者が負担すること。
- ③ 点灯日には毎回会場内に常駐し、不具合を発見した場合は速やかに対応すること。
- ④ 自然災害など予測が可能な場合で、設置物や配線の落下、破損等による被害の可能性が高い場合は、受注者責任のもと、事前に必要な措置を講じること。
- ⑤ 設置物の故障・破損等が生じた場合は、受注者において復旧等の対応を行い、発注者に報告すること。

(3) イルミネーションの撤去、収納、整理

- ① 資機材の撤去と収納  
点灯期間終了後は、資機材を撤去して原状回復を行い、発注者が保有するイルミネーション機材については、発注者が指定する場所に収納すること。
- ② 資機材の整理  
発注者が保有するイルミネーション機材の整理を行い、品名、内容(規格・型番)、消費電力、数量などを取りまとめた一覧表を作成すること。  
また、故障等で使用不能となっている機材については、発注者に報告の上、処分すること。

(4) 点灯式の企画及び運営

- ① 点灯式の企画にあたっては、発注者が所有する着ぐるみ(みきゃん・白くまピース)を活用したものとすること。
- ② 点灯式に必要な設備や物品、人員は全て受注者が手配すること。

(5) 広報の実施

- ① WEBページの開設  
イルミネーションの情報を集約したWEBページを開設すること。  
なお、ドメインを取得する際は、原則「pref.ehime.jp」のサブドメインを利用すること。
- ② イルミネーションマップの作成  
イルミネーションの見どころ、夜間展示している動物、レストラン・売店情報等を盛り込んだマップを作成し、開設するWEBページに掲載すること。

③ ポスター、チラシ、販促用ポケットティッシュの作成

	ポスター	チラシ	ポケットティッシュ
サイズ	B 2	A 4	6 組入 ラベル印刷
作成枚数	100 枚以上	20,000 枚以上	2,000 個
印刷	4 色フルカラー	4 色フルカラー両面	4 色フルカラー

- ・配布先については、発注者と協議の上、決定すること。
- ・原則、ポスター、チラシについては、受注者が配布作業を行うこととするが、一部配布先については、発注者において配布を行う。

(参考・昨年度実績)

チラシ作成枚数 20,000 部

- ・受注者発送 11,000 部 (約 90 箇所へ送付)

④ 広告制作の協力

当事業のWEB広告、ビジョン広告の制作について、別事業での実施を予定しているため、各広告を制作する事業者と協力すること。

⑤ その他の広報

上記のほか、集客効果を高める効果的な手法があれば、提案、実施すること。ただし、④のとおりWEB広告、ビジョン広告の制作を予定しているため、広報が重複しないように留意すること。

(6) 利用者からの問い合わせ対応

受注者は、イルミネーションに関する問合せ窓口を設置し、その対応を行うこと。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受注者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权（既得されている著作物は除く。）は、原則として、愛媛県に帰属する。

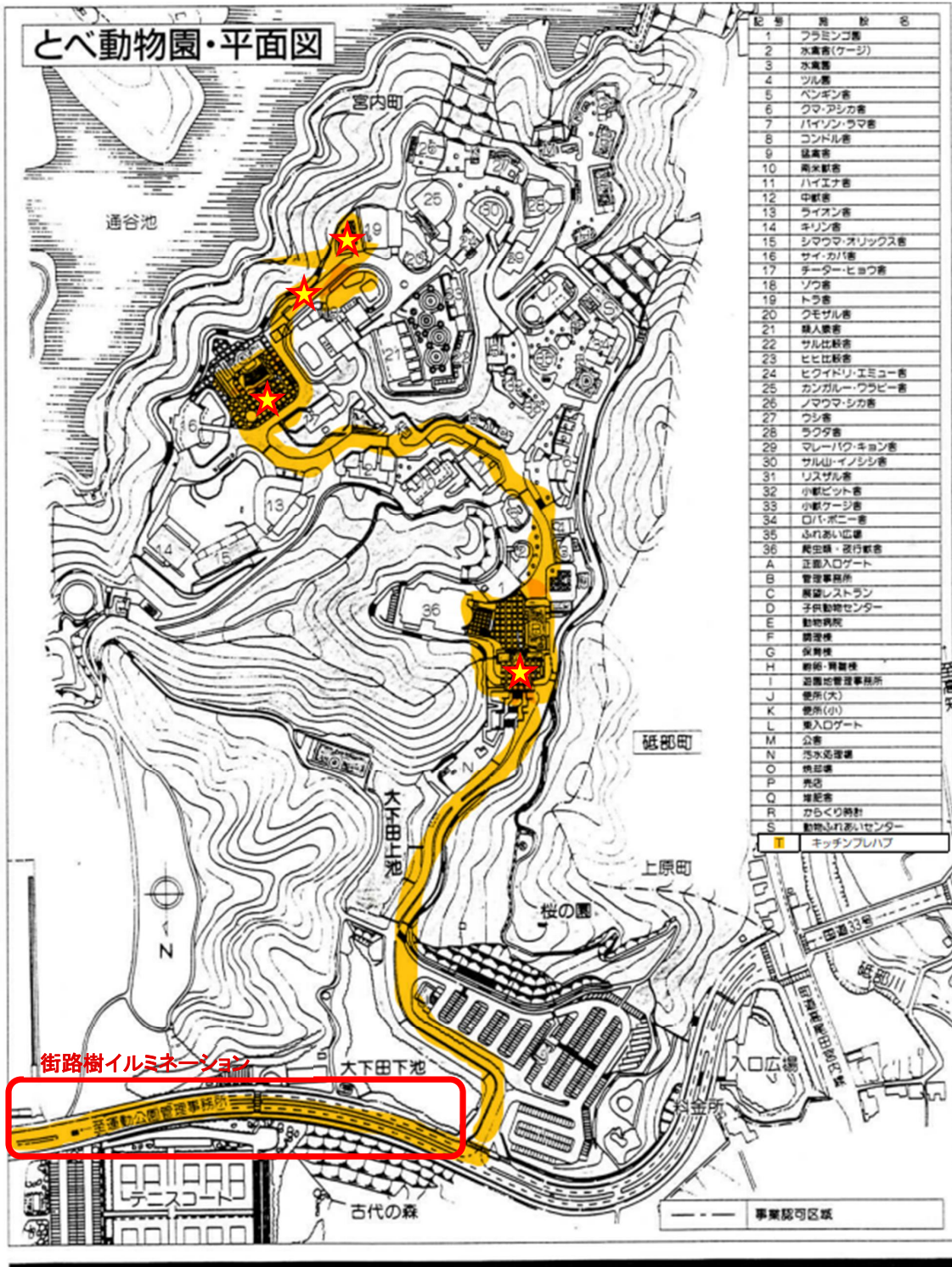
(2) 秘密の保持

- ① 本業務に関し、受注者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関し、受注者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、発注者、とべ動物園及び総合運動公園との連絡調整を行い、協議を重ねながら実施すること。

# イルミネーション施工対象範囲図



- ・ オレンジ色で着色した部分をイルミネーション施工可能範囲とする。
- ・ 動物園内の装飾エリアは、正面入口ゲートからジップハウス付近までとする。  
※トラ舎から先の未着色のエリアは、イルミネーション点灯時には封鎖
- ・ ☆印の箇所を動物園内の重点装飾箇所とする。詳細は「設置の際の留意事項」を参照のこと。(正面入口ゲート付近、オアシスガーデン、旧インドゾウ舎、ジップハウス付近)

## 設置の際の留意事項

### 1 全般的な留意事項

- (1) 発注者が指定する時間で自動点灯・自動消灯が可能な仕様とすること。
- (2) 設置物の落下、転倒、破損等による被害が出ないように、受注者責任のもと、十分に注意（特に強風対策）をして設置を行うこと。また、延焼防止や漏電防止などの安全対策を講じること。
- (3) 来園者や歩行者が設置物に触れることを想定し、安全性の確保や悪戯防止に考慮すること。

### 2 総合運動公園～動物園入口について

装飾や配線は、隣接する道路や歩道において自動車及び歩行者の往来の妨げにならないよう設置し、車両と誤認されるような点灯は行わないこと。

### 3 動物園について

箇所	留意事項
園内全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装飾や配線は、来園者や車両の往来の妨げにならないよう設置し、イルミネーション消灯時においても通常開園時の動物観覧の妨げにならないように配慮すること。</li> <li>・園路は、休園日や閉園後に園内管理車両が走行するため、車両が走行、駐車する幅を確保すること。</li> <li>・動物が触れることによる事故や故障の発生を防ぐため、動物が届く位置へは設置しないこと。</li> <li>・音が出る装飾や、動物から見える場所の装飾方法（光度、色、光り方等）については、事前に動物園と協議すること。</li> <li>・レーザーライトや投光器などを設置する場合は、ライトが動物に直接照射されないよう方向に注意すること。</li> <li>・鳥類付近は、点滅する装飾をしないこと。</li> </ul>
正面入口ゲート付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物園の玄関口であり撮影スポットになるため、とべ ZOO イルミネーションを象徴する装飾を検討すること。</li> <li>・券売機や入園・退園の通行の妨げにならないように設置すること。</li> </ul>
管理事務所付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フラミンゴを夜間展示しているため、点滅する装飾や光度が強い装飾をしないこと。</li> </ul>
スネークハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内で夜間展示をしているため、来園者を誘導する工夫をすること。</li> </ul>
ペンギン広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペンギンを夜間展示しているため、点滅する装飾や光度が強い装飾をしないこと。</li> <li>・音が出る装飾はしないこと。</li> </ul>
猛禽・コンドル舎付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猛禽類を夜間展示しているため、点滅する装飾や光度が強い装飾をしないこと。</li> </ul>
ラマ舎付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラマを夜間展示しているため、光が当たらないよう光の方向に注意すること。</li> </ul>
南米獣舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内で夜間展示をしているため、来園者を誘導する工夫をすること。</li> </ul>
オアシスガーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が滞留する場所であることから、来園者を惹きつける装飾や仕掛けを検討すること。</li> </ul>
旧インドゾウ舎付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き獣舎を活用した装飾を検討すること。※獣舎の中は装飾不可（過去例）プロジェクトマップ</li> <li>・レストランから見える位置であるため、樹木への装飾などレストランからも楽しめる装飾を検討すること。</li> </ul>
ジップハウス付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イルミネーションの終着地点にふさわしい装飾を検討すること。</li> <li>・ジップラインの運行や点検の妨げにならないように設置すること。</li> </ul>